

第5章 方法書関係地域の範囲

第5章 方法書関係地域の範囲

「方法書関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」（平成10年12月24日三重県条例第49号）の第5条第2項において、「対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

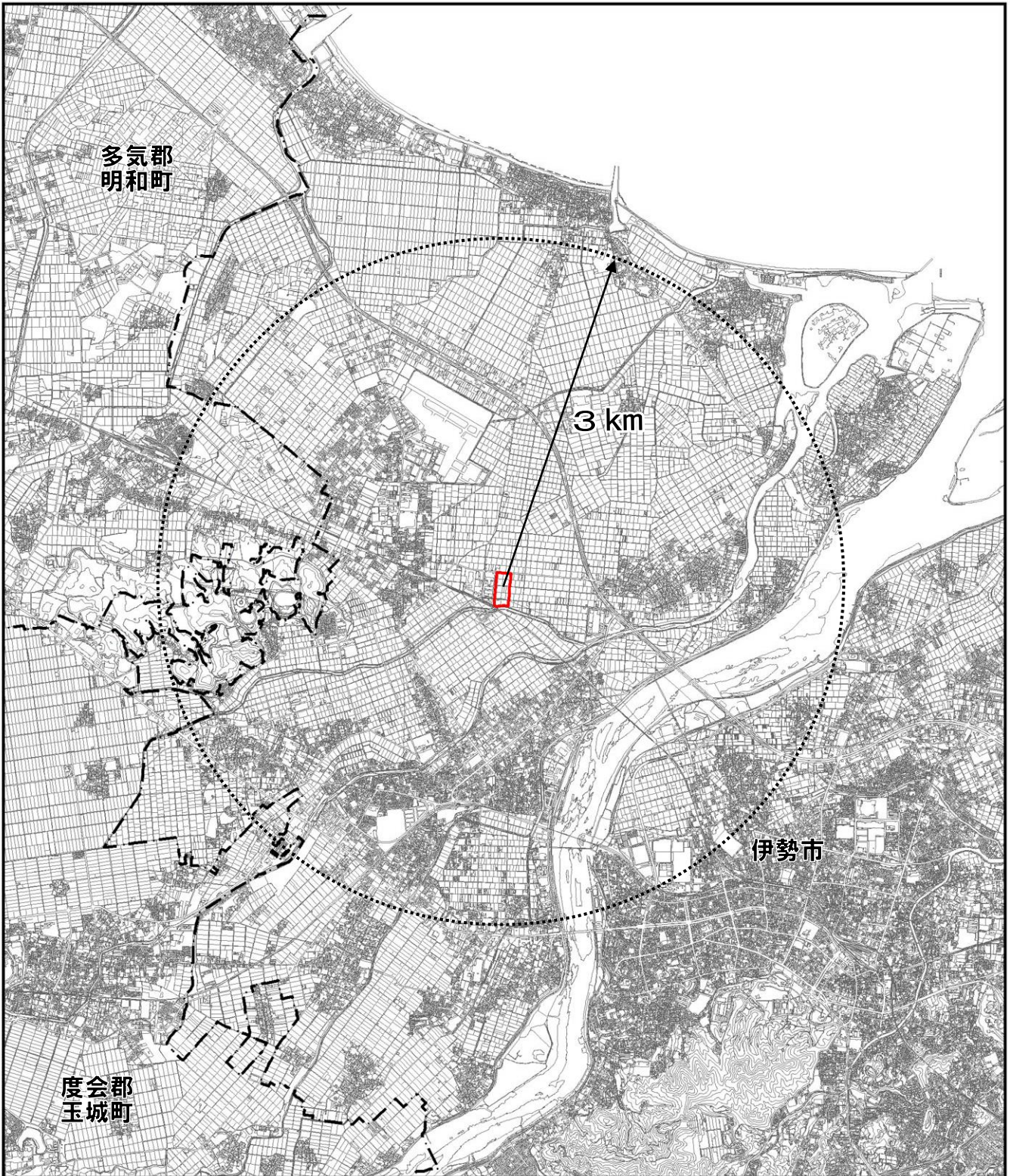
本事業で選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目である。

このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（可燃ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、その倍距離を包含できる半径約3km^{*}を環境影響が及ぶ範囲として設定する。

以上により、本事業の方法書関係地域は、図5-1に示すとおり、伊勢市、明和町及び玉城町とする。

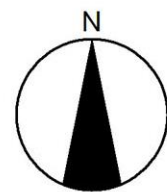
※以下の2点を勘案し設定した。

- ・類似事例（処理能力：200 t /日～660 t /日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね1 km 程度の結果であった。
- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 方法書関係地域



1 : 50,000



図 5-1 方法書関係地域図